

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 イスマップ (ISMAP)の利用について(案) 概要

原則利用の考え方について（案）

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の利用に関する主な背景

○デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日 閣議決定）

3.3（1）クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえた政府情報システムの整備

各府省は、引き続き、クラウドサービス利用方針に基づき、政府情報システムを整備する際には、対象となる行政サービス・業務、取り扱う情報等を明確化した上で、メリット、整備の規模、費用等を基に、各種クラウドサービスの利用を原則として検討する。

政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針（平成30年6月7日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

2.1 クラウド・バイ・デフォルト原則

クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うものとする。

3.1 クラウドサービスの利用検討プロセス

クラウドサービスの利用メリットを最大化並びに開発の規模及び経費の最小化の観点により、評価検討し、その結果、いずれのクラウドサービスもその利用が著しく困難である場合、又はいずれのクラウドサービスの利用メリットがなく、かつ、クラウドサービスによる経費面の優位性も認められない場合のみオンプレミスとする。

○政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて（令和2年1月30日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）

2 各政府機関等における本制度の利用の考え方

各政府機関等は、クラウドサービスを調達する際には、本制度において登録されたサービスから調達することを原則とする。



主な背景を踏まえた原則利用の考え方

1. 本制度の原則利用の考え方

各政府機関等は、上記の各決定を踏まえ、クラウドサービスの調達を行う際は本制度において登録されたサービスから調達することを原則とする。なお、当面の間は原則が困難な場合の暫定措置を認めるものとする。

暫定措置による対応も困難なクラウドサービスを調達する場合は、当該調達を行う政府機関等の最高情報セキュリティ責任者の責任において、本制度の要求事項や管理基準を満たしていることを、それぞれの政府機関等で確認する。なお、その確認の実務に当たっては、最高情報セキュリティ責任者が自らの担務を各責任者に担わせることを妨げない。

また、クラウドサービスの調達においては、クラウド事業者の本制度への登録有無を確認の上、未登録の場合は各政府機関等においても登録を促すことが望ましい。

2. 本制度の対象範囲

本制度は、政府情報システムの調達を対象とし、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」の改正や制度の定着状況等を踏まえ、将来的に、独立行政法人等による調達も対象としていく。

調達時における本制度の対象範囲

	調達元	政府情報システム ^{注1}	独立行政法人・指定法人が調達する情報システム
クラウドサービスの利用			
登録されたクラウドサービスを利用 ^{注2}		対象	将来的に対象
登録がないクラウドサービスを利用 ^{注2}		対象 (最高情報セキュリティ責任者の責任において確認)	将来的に対象
クラウドサービスを利用しない ^{注3}		対象外	対象外


(注1) デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける政府情報システム

(注2) 各政府機関等のH P 公開情報などの要管理情報ではない情報のみを扱う情報システムについては、本制度においてレベル1に対する基準が策定されるまでの間、例外として本制度の対象外とする

(注3) 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」のクラウド・バイ・デフォルト原則に基づく利用検討プロセスを経て、クラウドサービスを利用しない情報システム

暫定措置の趣旨（案）

「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」（以下、「基本的枠組み」）

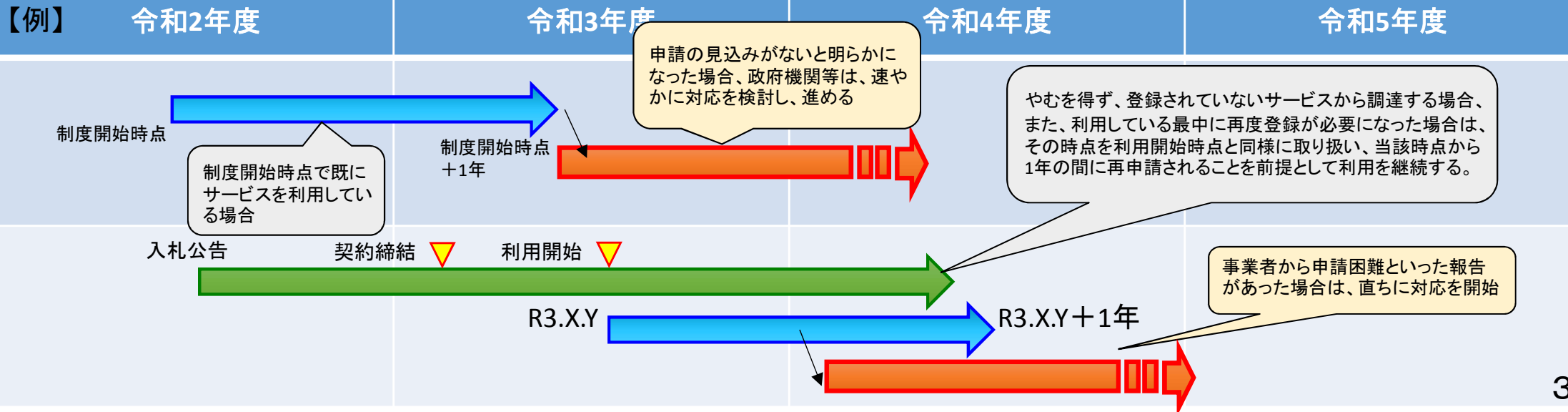
- ✓ クラウドサービスを調達する際には、以下のとおりとされている。
 - ① 本制度において登録されたサービスから調達することを原則とし、
 - ② 登録がないサービスの調達については、本制度で要求する事項を満たしていると、当該調達を行う政府機関等で確認する。
 - ✓ 制度立ち上げ後一定期間においては登録されるクラウドサービスの数が限定される可能性があり、各政府機関等の調達に著しい支障が生じないように、制度利用における経過措置、移行期間を十分に確保する。
-
- ✓ 制度の開始時点で既にクラウドサービスを利用している政府機関等や、開始直後にクラウドサービスの利用を予定している政府機関等では、登録されていないサービスを調達していることとなる可能性があり、基本的枠組みに沿うとすれば、直ちに各政府機関等自身で要求事項の充足について確認するか、サービスの利用を取りやめるなどの検討が必要である。
 - ✓ 一方、本制度で登録されたサービスから調達する趣旨は、各政府機関等がそれぞれ独自に確認する非効率を低減し、信頼できるクラウドサービスの利用を促進するものであるところ、制度開始直後から②を実施する必要があり、却って非効率を助長し、各府省の調達に著しい支障が生じることとなる。自身で確認するための予算確保の必要や手続の複雑さを理由として、クラウドサービスを利用しないと判断することにもなりかねない。
- 
- ✓ 制度開始から十分な数のサービスが登録されるまでの間など、やむを得ず調達の実施当初から①を実施することができない場合には、**暫定措置(次ページ参照)**を実施する。
 - ✓ その上で、仮に、利用中のサービスの登録見込みがないと明らかになった場合は、各情報システム個別に、対応方針や計画を検討する。

暫定措置によるクラウドサービスの利用（案）

- ✓ 登録されていないクラウドサービスを利用中又は利用予定であって、やむを得ず、①を実施することができない場合は、当該クラウドサービスの名称や現時点の状況を制度運営委員会事務局（以下「ISMAP運営委員会事務局」という。）に明らかにした上で、**クラウドサービスを利用中の場合は本制度の開始から1年以内に、クラウドサービスを利用予定の場合は当該サービスの利用開始から1年以内に、当該サービスが申請されることを前提として、各政府機関等の責任において利用を継続する。**

- 利用開始時点は、開発環境の構築、結合テストの実施、運用開始等により、政府機関等が実際にサービスを利用し始めた時点を用いる。制度開始時点で既に利用している場合は制度開始時点を利用開始時点とする。また、暫定措置は、既に登録されているサービスについて、内容の変更等から再度登録が必要になった場合にも適用することとし、登録が必要になった時点を利用開始時点と同様に取り扱うこととする。
- 各政府機関等は、利用中又は利用予定のサービスの提供事業者には、本制度の案内、周知を行い、早期登録の推進に努める。また、クラウドサービスプロバイダからその時点での要求事項及び管理基準への適合状況について聴取する。
- ISMAP運営委員会事務局は、立ち上げに当たり早期に監査を開始できるよう、監査機関の登録等のプロセスに配慮するとともに、必要に応じて、当該サービスが速やかに審査されるよう支援するものとする。
- 各政府機関等は、制度開始後の調達等、やむを得ず登録されていないサービスを利用する場合も、調達仕様書において、1年以内に登録意向のある事業者のサービスから提案させるなど、可能な限り、手戻りの可能性の低減に努めることが望ましい。

- ✓ **1年が経過するか、1年を待たずに申請の見込みがないと明らかになった場合、政府機関等は、速やかに、その状況についてISMAP運営委員会事務局に報告するとともに、必要に応じて制度側が実施する調査に協力する。**
- ✓ **情報システムの状況、利用しているサービスの内容は様々であり、必要となる対応や時間を一律に定めることは困難であることから、各政府機関等は、報告後、当該情報システムの対応について検討を行い、移行作業の準備や予算要求等の対応を進める。**
- ✓ ISMAP運営委員会事務局は、本制度の運用状況について、適時、サイバーセキュリティ対策推進会議、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議に報告するとともに、本制度の利用推進に資するよう、状況に応じて暫定措置の見直しを行う。



各政府機関等とISMAP運営委員会との連携について（案）

サイバーセキュリティ戦略本部決定におけるISMAP運営委員会の位置づけ

- 政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて（令和2年1月30日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
 1. 本制度の基本的な枠組み
制度の規程・基準その他の詳細については、後述する制度運営委員会及び所管省庁において決定するものとする。
 3. 本制度の所管と運用体制
本制度の所管は内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）・情報通信技術（IT）総合戦略室）・総務省・経済産業省とする。また本制度の最高意思決定機関として、有識者と所管省庁を構成員とした制度運営委員会を設置し、事務局をNISCに置く。

各政府機関等とISMAP運営委員会との連携の考え方

ISMAP運営委員会事務局は、本制度の利用者である各政府機関等との連携について、国際規格の改定に伴う管理基準の大幅な改定など、重要な制度変更の場合は、適時に、サイバーセキュリティ対策推進会議、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議に報告し、より実務的な内容に関しては、各政府機関等への説明を行うなど、緊密な連携に努める。

また、ISMAP運営委員会事務局は、本制度の立ち上げに当たり早期に監査を開始できるよう、監査機関の登録等のプロセスに配慮するとともに、必要に応じて、各政府機関等の利用が見込まれるクラウドサービスが速やかに審査されるよう支援する。加えて、各政府機関等の調達に係るクラウドサービスの本制度における申請状況等について、各政府機関等の問合せに対して可能な限り状況を開示する。

各政府機関等は、自身の利用しているクラウドサービスに制度上あるいはセキュリティ上の疑義を認知した場合には、ISMAP運営委員会事務局に情報共有を行うよう努める。

令和3年度以降の制度運用に必要な経費について（案）

サイバーセキュリティ戦略本部決定における令和3年度以降の制度運用に必要な経費の位置づけ

- 政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて（令和2年1月30日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
 3. 本制度の所管と運用体制
本制度は政府全体の情報システムの調達に関する質の向上に資するものであることから、令和3年度以降の制度運用に必要な経費の分担については、内閣官房における情報システム関係予算に関する一括計上の取組の活用等も含めた検討を行い、結論を得るものとする。

令和3年度以降の制度運用に必要な経費の考え方

本制度は、従来、各政府機関等が調達の際、個別に確認を行っていたセキュリティ対策を制度側で一括して確認し効率化を行うものであり、また、政府によるクラウド・バイ・デフォルト原則の方針や、サイバーセキュリティ戦略本部において、本制度の原則利用が決定されていることなどを踏まえ、制度所管省庁は、今後、令和3年度以降の制度運用に必要な経費について検討の上、各政府機関等と分担について調整を行う。